

雇用形態 簡単まとめ



※当資料に従うことで、法令違反がないことを保証する資料ではありません。

※あくまで参考としてご利用いただくことを想定している資料です。実際の制度内容は国の資料等をご確認ください。

※当資料は、2025年5月時点の内容となっております。最新の情報は国の資料等をご確認ください。

雇用形態の分類

正規雇用・非正規雇用

- 正規雇用: 正社員のことで、期間の定めがない雇用契約です。
- 非正規雇用: 契約社員、パート、アルバイト等、多くは期間の定めがある雇用形態です。

直接雇用・間接雇用

- 直接雇用: 企業と労働者が直接雇用契約を結ぶ形態です。
- 間接雇用: 派遣社員等、勤務先企業とは直接契約せず、派遣元と契約する形態です。

雇用形態	契約期間	安定性	主な特徴
正社員	定めなし	高	フルタイム等
短時間正社員	定めなし	高	正規、時短
契約社員	定めあり	中	専門業務等
パート・アルバイト	多くは有期	低～中	短時間、シフト制
派遣社員	有期	変動	派遣元契約、派遣先業務、紹介予定派遣も

無期転換ルールとは

- 有期契約が通算5年を超えて更新された場合、労働者の申込みで無期雇用に転換できる制度です。
- 2013年4月1日以降の契約が対象となります。
- 2024年4月からは、無期転換申込機会や転換後の労働条件の明示が義務化されました。

雇用形態変更時の留意点

• 労使双方の合意と新たな契約締結

雇用形態の変更には、必ず労働者と使用者双方の合意が必要です。その上で、新たな雇用契約を締結します。

• 労働条件明示義務（2024年4月～）

全ての労働契約の締結時と、有期労働契約の更新時に適用されます。

雇入れ直後の就業場所・業務内容に加え、変更の範囲についても明示が必要です。

原則として書面での交付が必要です。

• 社会保険・雇用保険の手続き

パートタイマーから正社員になる場合など、変更後の条件が社会保険や雇用保険の加入要件を満たす場合は、新たに資格取得の手続きが必要です。

事業主は「被保険者資格取得届」をそれぞれ日本年金機構とハローワークに提出します。